

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第３回）議事録

■日時 令和４年５月２６日（木）午後３時３０分～午後６時３７分

■場所 ＷＥＢによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、小林委員、高橋委員、堤委員、平林委員、
水本委員、森川委員、横田委員

■議事内容

１ 環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第 3 回）

速 記 録

令和 4 年 5 月 26 日（木）

Web によるオンライン会議

(午後 3 時 30 分開会)

○山内アセスメント担当課長 皆様、本日は御出席をいただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち、10 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

なお、奥委員からは遅れてご参加されとの連絡を受けております。

これより、令和 4 年度第 3 回第一部会の開催をお願いいたします。なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願い申し上げます。

○齋藤部会長 それでは、本日の会議を始めたいと思います。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○山内アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

○齋藤部会長 了解いたしました。それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は次第にありますように「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議、その他となります。

○齋藤部会長 それでは、次第 1 の「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

今回は総括審議ということですが、前回(5 月 19 日)の審議において、「生物・生態系」等の項目に関する補足説明を事業者から受けることになっておりましたので、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は、WEB 上での出席となります。入室をお願いいたします。

<事業者入室>

○山内アセスメント担当課長 事業者の方、入室されました。

○齋藤部会長 事業者の皆様方、本日もよろしくお願い申し上げます。

本日の流れですが、最初に事務局から前回の審議内容について説明していただきます。

その後、前回(5 月 19 日)の審議において、「生物・生態系」等の項目に関する補足説明を事業者から受けることになっておりましたので、その説明を受けたいと思います。

説明の後、事業者に対する質疑を行いまして、事業者質疑が終わりましたら、事業者は退

席し、総括審議を行います。

それではまず、事務局から前回の審議内容について説明をお願いいたします。

○山内アセスメント担当課長 それでは、資料 1-1 を御覧ください。過去 4 回の部会における審議内容を整理した資料となっております。

各委員からの御指摘、御質問事項と、それに対する事業者の説明等を、環境影響評価項目ごとに並べており、合計 23 件、またその他が 3 件ございます。

このうち一番右、取扱い欄に 5/19（5 月 19 日）の記載のある前回の部会で、事業者から説明や質疑があったものについて、要約して内容を御説明いたします。

まず 5 ページ「水循環」の番号 1 につきましては、雨水抑制対策量に関して、緑化の計画が具体化したら、算定に入れてほしいとの意見があり、事業者から承知した旨の回答がありました。

6 ページ、「生物・生態系」の番号 1 につきましては、事業者から回答の補足として、並木東側の緑地の保存、文化交流施設棟やラグビー場周辺の樹木の保全、移植、新たな緑地の創出とそのことによる樹林生態系のネットワークの維持に関する説明がありました。

これに関し、8 ページになりますが、ネットワークにおける生態系保全の拠点、ハブに関する考え方について図化してもらう必要があるとの意見があり、事業者からは資料を作成し、評価書に掲載するとの回答がありました。

後ほど事業者からの補足説明がございます。

さらに、文化交流施設、建国記念文庫周辺の連結拠点としての位置付けについての質疑があった上で、文化交流施設棟周辺では、植栽群で一体の塊をつくるほうが効果は高いという意見、建国記念文庫周辺について、ラグビー場を南側にずらすことはできないかという質問があり、事業者からは、文化交流施設棟の周りにある緑ができる限りつながっていくような配置にすること、ラグビー場も建国記念文庫も緑地に配慮して計画していくとの回答がありました。

後ほど事業者からの補足説明がございます。

また、文化交流施設棟のパスについて、質的な検討が必要、樹木だけでなくそこを利用する生物群をセットで描いての生態系配慮になるとの意見がありました。

後ほど事業者からの補足説明がございます。

14 ページ、「生物・生態系」の番号 2 です。具体的に事業者から回答補足として、番号 1 の回答補足と同じ趣旨の説明に加えまして、存置、移植の本数につきましては今後詳細な調

査等を行い、本数を確定していくとの説明がありました。

これに対し、伐採を減らすことが影響低減の観点から必要。伐採を多めに見積もっているが、サイト、サイトで検討する必要があるとの意見があり、事業者から、今後調査をした後できる限りは伐採を少なく移植を増やしていく等の回答がありました。

また 14 ページから 15 ページにかけてですが、移植に強い種、弱い種、移植先の適地などに関する意見等について質問があり、事業者から樹木医の専門的な見地を得ながら、詳細な調査を行う準備を進めていること、各施設の詳細設計を前倒しすることで、1 本でも保全できる樹木を増やす検討をしていること、移植先も含めて、事業者間で土地の有効活用についても相談・協議を進めていること等の説明がありました。

これに対し、検討には配置、構造の見直しも含まれているのか質問があり、事業者からスポーツに必要な部分はいえ変わらないが、それ以外の建物の計画については、今後設計や施工計画を詰めていく中で、影響をできるだけ小さくする努力を進めていきたいとの回答がありました。

また、最後に出てきます「その他」に分類した意見と関連しますが、樹木の伐採、残置、移植、診断の活用のあり方の記載についても、大方針と合わせて説明するのか質問があり、事業者から、そのとおりとの回答がありました。

後ほど事業者からの補足説明がございます。

さらに、外苑の杜は文化財的な扱いで、一本一本の木に皆の愛着があることも一考し、評価書に反映してほしいとの意見があり、事業者から、きちんと認識しており、評価書等に記載していきたいとの回答がありました。

16 ページ「生物・生態系」の番号 3 については、事業者から回答補足として、保存するいちよう並木の西側 1 列については、工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、施工者等と調整し、樹木を保全するための詳細な計画の検討を行うとの説明がありました。

これに関し、工事期間中、いちよう並木に関するモニタリングや、連結拠点となり得る緑地の保全管理が重要で、その計画が必要との意見があり、事業者から、根系調査は、樹木医の専門的な見地を受けて実施し、施設計画等に反映する。モニタリングについては、適切な方法を樹木医に相談しながら計画するとの回答がありました。

さらに、樹木の活力度は、きちんと保全管理をしていけば上がるので、保全管理計画を事前に立てて、移植の可能性を高めていくことと併せて、配置構造の検討にも反映させてほしいとの意見がありました。

後ほど事業者からの補足説明がございます。

続きまして、18 ページ「風環境」の番号 3 については、事業者から、回答補足として設計の深度化に合わせて事業全体の風環境改善策について検討すると説明がありました。

22 ページの「景観」の番号 3 については、事業者から回答補足として、イチョウの木を半透明にしたモンタージュと、噴水前側から見たモンタージュが提示され、野球場棟の防球ネット等の高さ、色彩についての配慮について説明がありました。

これに対し、いちよう並木のビスタ景観への影響について質問があり、事業者からビスタ景観に関しても重く考えている。イチョウの生育環境を整えることで、4 列のイチョウがきれいに見える環境に最大限配慮したいとの回答がありました。

また、圧迫感の天空写真において、落葉したら形態率が変わるのではないかととの質問があり、事業者から方法を検討し、予測画は評価書に載せること、事後調査では葉のついた時期の写真と落葉の写真の両方で報告するとの回答がありました。

24 ページの「景観」の番号 5 については、事業者から回答補足として、絵画館前広場の計画を反映したモンタージュと、ラグビー場とテニスコートの間の圧迫感の追加予測が提示されました。

これに関して、ラグビー場のトラス式屋根の影響は非常に大きい、トラス式の屋根についても再検討の余地があるか質問があり、事業者から、ラグビー場の設計に関しては P F I で公募中であり、現時点で確定しているものではないとの回答がありました。

後ほど事業者からの補足説明がございます。

25 ページ、「史跡・文化財」の番号 1 については、建国記念文庫の場所についての区の教育委員会との相談について質問と回答がございました。

27 ページ、「自然との触れ合い活動の場」の番号 2 については、事業者から回答補足として、工事中及び工事完了後の計画地内の歩行者動線確保と、広場や緑地も順次供用していくことについて、資料の提示と説明がありました。

これに対し、28 ページになりますが、施設の工事中の回遊環境の分断に関して質問があり、事業者から野球場周辺の東西のネットワーク、建国記念文庫周辺の歩行者空間、青山口における地元利用への配慮について説明がございました。

29 ページ、「その他」の番号 3 については、大方針として、「伐採を極力回避し、それが困難な場合に限って樹木医に意見を聞きながら、移植して保全を図り、状況によっては、計画の一部見直しを進めるような調整を図る」という考え方を、評価書に明確に記載してほしい

という意見があり、事業者から文章を準備するとの回答がありました。

後ほど事業者からの補足説明がございます。

事務局からの説明は以上になります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明をいただきました資料 1-1 前回の質疑応答についてでございますが、何か委員の皆様方から修正等御指摘がございましたら御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

修正に関しては特に必要はないということですので、それでは、その次になりますが、事業内容や評価書案に関する質問について、これから進めていきたいと思います。

前回の質疑応答について事業者から補足があると伺っていますので、事業者の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 本日も貴重なお時間をたびたびいただきまして誠にありがとうございます。事業者を代表しまして三井不動産とコンサルをお願いしています日建設計とで、本日も参加させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、早速補足説明から入らせていただきます。

補足説明は、日建設計から説明させていただきます。画面の共有をいたしますのでしばらくお待ちください。

それでは、お手持ちの資料、資料 1-1 についてですが、これの 8 ページを御覧ください。「生物・生態系」の話でございます。

前回の審議会で、緑のネットワークという、生態系のつながりの話、ネットワーク図を用意できないかというお話がございました。加えて既存樹木の残っているところの生態系の保全ということで、そこの考え方も示してほしいというようなお話がございました。

回答補足といたしましては、文化交流施設棟周辺の林相断面イメージ図に加えて、並木東側の緑地及び神宮外苑広場、建国記念文庫のところでございますが、林相断面イメージ図を掲載するとともに、計画地内の緑地と新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等との緑のネットワークについての図及び文章を掲載いたしました。資料といたしましては、別添の資料の 1-1-1 になります。

まず、計画地の近郊のところですが、計画地、太線の部分でございます。計画地東側には、御観兵榎の広場がございます。北側には絵画館の周辺緑地、及び西側には、これから整備さ

れる予定ですが、明治公園ということで樹林地がございます。東西の緑・生物のネットワークと南北のネットワークというのがございます。

次の資料の 1-1-2 を御覧ください。もう少し広域で見えております。計画地が真ん中の太線で囲まれた部分ですが、計画地東側に赤坂御用地、北側に新宿御苑、南側に青山霊園ということで、南北の緑のネットワークと東西のネットワークのちょうど交差した場所に、今回の計画地が当たるということでございます。

それに加えて、前回、文化交流施設棟の周辺の緑、その林相イメージというのを添付させていただきました。それに加えて、今回、並木東側の林相イメージを加えさせていただきました。

今高木が残っている状態ですので、あと、草地が一部残っている状態でございます。

ちなみに、この地区に関しては、緑の保全を行っていくということでございます。

あと、神宮外苑広場、建国記念文庫のところにつきましても、基本的には高木で、一部低木が残っているというような林相になってございます。ここら辺につきましてもラグビー場との関係がございますが、保全を図っていくという考えでございます。

資料 1-1-1 に戻りまして、同じく 8 ページの下になりますが、ラグビー場のところです。建国記念文庫のところに関しても、その施設配置は、連結拠点とする北東側の緑地を削るような形で配置されているが、ラグビー場を南西側に少しずらすことはできないのか。このあたりの考え方を伺いたいということでございました。見解を示してほしいという御意見でございました。

回答補足といたしましては、ラグビー場の施設計画については、現在、P F I 事業者の公募期間中であるため、外形線を含む施設設計の詳細な計画は決定していませんが、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要があります。

今後、可能な限り、各方面からの圧迫感や、閉鎖性の緩和に留意したデザインなどについて、引き続き検討いたします。また、施設東側には都市計画上、地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による可能な限りの保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画でございます。

この旨、資料の 1-1-7 になりますが、評価書の本編にただいまの文章を記載する予定でござ

ざいます。ラグビー場の移設計画は現在進んでいるので、ここでこのような形で評価書の本編に記載する予定でございます。

また、文化交流施設棟周辺の林相の断面イメージに、動物、昆虫等々のイメージを描き加えるということをしております。先ほど御覧いただいた資料の 1-1-3 でございますが、前回提示させていただきしました林相のイメージに対応する生物を記載させていただきました。

鳥類、オナガ、コゲラとか、昆虫類、ヒカゲチョウ、ヤマトシジミというようなチョウ類のイメージを記載させていただきました。先ほど示しました林相のイメージとしては、並木東側の緑地と建国記念文庫の緑地にも、生物のイメージを記載させていただきました。

次は、資料 1-1 の 9 ページになります。文化交流施設棟周辺の林相の断面を加えたイメージ図です。

次は、資料の 15 ページになります。こちらは「生物・生態系」の 2 の続きのページでございます。前回の審議会の中で、樹木の伐採、残置、移植を含めた記載や、A、B、C、D の診断の活用のあり方の記載に関しても指摘を受けてございます。それに対する回答補足でございます。

実際の調査結果に基づく数字を記載するとともに、並木東側の緑地と建国記念文庫の広場の緑の塊につきましては、「活力度にかかわらず、可能な限り保全を図る計画である」旨を、評価書に記載していく予定でございます。

注意書きの中で、並木東側の緑地と建国記念文庫に関しましては、活力度にかかわらず、可能な限り保全を図る計画です、というふうに記載させていただきました。これが 3 割の余裕を見ている案、影響が大きく出る側で伐採の本数を見ている本数でございます。

それとともに、3 割を見込まない実際の現場の調査の結果をそのままの数字を載せた表にも、このような形で先ほどの注意書き「活力度にかかわらず、可能な限り保全を図る計画です」という旨記載させていただきました。

次は、資料 1-1 の 17 ページでございます。前回の審議会で、樹木の活力度はきちんと保全管理をしていけば上がるということなので、できるだけ移植の可能性を高めていくことを考えてほしいというようなことでございました。

回答補足といたしましては、今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、樹木医の判断を仰ぎながら、樹木の伐採を極力回避し、保全を図る旨、評価書に記載させていただきます。

資料といたしましては、別添資料 1-1-8 です。ここは予測の最後のところに書かせていた

できました。今後、設計及び施工の詳細決定した中で、樹木医の判断を仰ぎながら、樹木の伐採を極力回避し、保全を図るというように記載させていただきました。同じ内容を評価にも記載させていただいております。

次は、資料 1-1 の 23 ページ、24 ページになるでしょうか。先ほど、生物・生態系の観点からラグビー場の北側の建国記念文庫のところで御指摘いただいたのですが、「景観」についても、同じように、ラグビー場棟の圧迫感について指摘を受けております。

それに関しましては、繰返しになりますが、回答補足といたしましては、現在、P F I 事業者の公募期間中であるため、外形線を含む施設設計の詳細な計画は決定していないが、スポーツ競技を行う上での要件を満たす形で、観客が安全に過ごせるよう、ユニバーサルデザイン等にも配慮する必要があるまして、今後、可能な限り、圧迫感、閉鎖性の緩和に留意したデザインなどについて、引き続き検討するというところでございます。

この施設の東側には、都市計画で位置付けられている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植により、可能な限りの保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮して、設計・建設等の各段階において、関係機関と協議を行っていく計画でございます。この旨、評価書の中の「景観」のところにも記載させていただきます。

なお、圧迫感の追加地点、神宮外苑いちよう並木西について、落葉期を想定した形態率も掲載しております。これにつきましては、評価書の「景観」の項目の予測のところ、今御説明した内容、下線部にあたりますが、追記をいたしております。

加えていちよう並木の圧迫感のところでも御指摘いただいていたので、今回、添付資料 1-1-12 と 1-1-13 というところで用意させていただきました。

これは前回提出させていただいた、上が現況、下が計画後のいちよう並木西側の天空、圧迫感ですが、このような形になっております。

それを、木によって建物が隠れているという状態ですので、そうではない形にすると、このような形になります。上が現況、下が開発後となります。数値といたしましては、地域全体の形態率は 18.36% という形になります。濃い部分が建物の部分で薄い部分がネットの部分になります。併せて 18.36% の形態率という形になります。

最後に、資料の 1-1 の 29 ページになると思います。大方針としてのアドバイス、助言をいただきました。

こちらにつきましては、三井不動産から回答補足をさせていただきます。

神宮外苑創建の成り立ち・歴史的経緯や、この神宮外苑は都民に親しまれた環境であると

いうことを踏まえまして、その重要性につきましては、事業者として非常に重く認識しております。

この計画地における先人の想いや歴史に想いをはせながら、一本一本の樹木を大切に扱っていくということにつきましては、改めまして述べさせていただきます。

現在、都市計画を進めるための基本構想ということで、施設計画等を提示させていただいておりますが、今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、樹木医の判断も仰ぎながら、まず樹木につきましては保全を第一ということを掲げながら、どうしても難しい場合は移植を選びながらということになります。まずは保全というところで、伐採を極力回避し、保全を図ってまいりたいと考えております。

この旨をきちんと評価書にも記載いたします。資料番号といたしましては、別添資料 1-1-8 になると思います。例えば、「生物・生態系」のところだと、この最後のところになります。今説明したとおりの文章を評価書に掲載する予定でございます。

説明としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただきました補足資料、評価書案等、全体につきましてこれから質疑をしていきたいと思っております。

委員の方から御質問、御意見等をお受けしたいと思っておりますが、発言のある方は挙手をしていただければと思います。

それでは、横田委員から手が挙がっていますので、まずは横田委員からお願いいたします。

○横田委員 追加資料と追加の御説明をいただきましてありがとうございます。

私も新宿区に生まれ育っておりまして、思い出のある場所なのです。

前回終わった後と今日と、現地を見てきたのですが、外国人の方も含めて多様な人が多様な時間を過ごされていて、改めて、日本の顔となる緑の遺産だと思いました。

前回、三井不動産さんが初めて直接発言をされて、今回も「一本一本の樹木を大切に」という言葉を入れて、御説明いただいたということで、お出しいただいた情報は全てということではないのですが、これを素材として、私としてはここからようやく本質的な議論が始められるのではないかと考えています。

きょうは6点ほどお伺いしたいことがありまして、一つ一つできるだけ簡潔にお伺いしたいと思います。

資料の順番に沿っていききたいと思います。1つ目は、最初の資料になりますが、資料 1-1-1

から 1-1-4 の図などに関してです。

ネットワークの考え方をお出しいただきましてありがとうございました。

全体での生態系に対する保全措置という観点から、意見と質問をさせていただきたいと思っています。

今回、「緑のネットワーク」というふうに線引きをされて図化されていますので、こういった「緑のネットワーク」でよろしいのではないかと思いますし、そこでの緑のまとまりとなり得るエリアも、青い線で囲っていただきました。

ネットワークの軸線としましては、西側の、おそらくスタジアム通り沿いも、非常に重要な軸線になるのではないかと考えておりますので、これも、追加検討いただきたい点です。

それと別に、この青い範囲と、前回までにお出しいただいている「残置・伐採・移植」の図を、ぜひ重ね合わせて見ていただきたいと思います。

205 ページです。前回の資料の 3-5 ですが、こうやって見てみますと、この青いエリアでは、御観兵榎のところ以外は全て伐採の影響が入ります。

このまとまりのあるエリアで、伐採される生態系をどのように、保全、代償するかというのが、この生態系のネットワークの考え方になります。

ですので、緑のネットワークとこの質的な生態系のネットワークは異なると考えていただきたいと思います。

生態系ネットワークの拠点づくりというのは、プラスのアクションがないと代償措置になりません。ですので、現在示されている断面においては、「計画の予測」でありまして、追加的にとっている環境保全措置としての生態系の取組みを提示していただかないと、評価書案のところには、「計画地周辺も含めた動植物の生息環境は維持、保全される」と書いてありますが、これは担保できないと考えます。

この点に関して、生態系の観点からの保全措置をどのように、事業者全体として考えられているかということを、まずお尋ねしたいと思います。

○齋藤部会長 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 回答いたします。

確かに、まとまった緑のところの、主に計画地の東側のいちょう並木と、周回道路沿いの緑地と、あと、建国記念文庫のところに緑地があって、伐採されるこの建国記念文庫の緑地が主ですが、ここの部分の代償措置を生物的観点からというところなのですが、確かに伐採部分でございますので、この部分をなるべく先ほど説明があったように、どれだけ切らずに

計画を立てられるかというところが、まず第1です。

第2に、どうしてもというところであれば、移植の可否についてきちんと判断するというところでございます。

移植に関しましては、この樹木を計画地内のいずれかに移植をして、当然、もともとあった木ですから、その木についてある程度まとまった形で植えていくということで、生態系といたしますか、植物の樹林の林相を再現していくということになるかと思います。

どうしても伐採しなければいけないという樹木につきましては、同じ樹種の樹木を計画地内に植えていくということになります。

「計画地内はどこだ」ということもありますが、例えば、文化交流施設棟のところに一部植えていくということもあると思います。

いずれにいたしましても、既存の林相、高木と低木、建国記念文庫のところにつきましては一部低木ですが、それについては、計画地内の別の場所で、再生、再現していくということになると思います。

○横田委員 再生、再現の代償すべき生態系というのは、きちんと評価されているのでしょうか。

樹木を移すということで、その樹木が存在していた緑地の生態系を復元することにはならないではないかというのが私の考えでありまして、生態系としての代償というのをどのように考えていらっしゃるかということです。

○事業者 日建設計から補足いたします。

先ほど御説明したとおり、特に今のこの場所では、生態系のネットワークというところがポイントになっていると思います。

この都会の、この場所のネットワークの主な構成要素としては、先ほどの御説明の中にあつたとおり、移動性の動物、移動性の昆虫が主になってまいります。

それらをここでどのようにネットワークとして構築するかというところが、今回のこの代償措置のポイントになってくるとおられますので、その移動性の鳥とか昆虫とかをどうやって誘致していくかということになりますと、例えば、そういう移動性のものを手で人為的に持ってくるということはできませんので、彼らがここに来るような環境をどれだけつくっていくかということがポイントになると思っております。

そのためには、こちら側、人間側としてできることとしては、彼らが好むような、目で見ると、匂いをかぐなりというところでは、植栽、樹種といったものを、ある程

度連続的に樹種を選定しながら、配置していくということを、詳細に検討していくということになってまいりますので、そういった考え方を評価書の中に掲載していきたいと考えております。

○横田委員 それは、生物種として見た場合はそうですが、環境の多様性として見たときの多様性を確保できないように思います。

例えば、建国記念文庫のところの、草地、低木、中木、高木というような、まとまりのある環境の組合せというのは、樹木だけに移しても成立しませんし、そこにいるチョウの食草だけをほかの場所に植えたところで、回復はしません。

そういった形で、環境のまとまりがまず種の多様性の源であり、まとまりのある環境の組み合わせ方が大事であると思います。

それを、分散させて配置することでは代償できないのではないかと。まとまりのある保全地域、保全地区なり、ちゃんと生態系のためのエリアをつくらないと、代償できないのではないかと思います、それに関しましてはいかがですか。

○事業者 日建設計ですが、先生がおっしゃるように、まとまりのあるところをぽつぽつとやるところも、確かに重要な考え方ではございますが、こちらは、先ほど申し上げたように、どちらかというところと都会の中での生態系のネットワークというところを目標にするのであれば、連続性というところがポイントになってくると思っております。

この場所において、全ての動植物なり生態系なりを確保していこうというところは、この都会の中ではなかなか難しいと思いますので、今回、ネットワークということを重視して、連続性というところに、どちらかというところと重きを置いた、そういったものが重要ではないかと考えております。

○横田委員 環境保全措置の考え方として、環境自体を保全することが大事だと思います。そのときに、外側で影響があるときに、内側を改変するということは、内側でも影響を及ぼすわけです。

内側は、むしろ厚みを増すような緑化をしていかないと、システム全体が維持できないと思います。

今おっしゃったような話というのは、一生物のハビタット（生息環境）としては、つながりは大事ですが、環境の組み合わせりが成立しているのが神宮外苑であります。その植栽群の厚さというものが大事になってくると思います。

それを内側の環境でどのように進めるのかということを、エリアをちゃんと区切って、ゾ

ーニングを考えていただきたいというのが、指摘の趣旨でした。

そういった点で、一生物のハビタットになってしまうと、屋上緑化でも構わないわけです。食草を植えれば、そこにやってきます。幼虫も育ちますが、そういった考え方ではない生態系保全の考え方が必要と申し上げたいと思います。

こればかりには時間を使えないので、次に進ませていただきます。

次の点は非常に重要な点でして、既存樹木の保全の考え方です。今日の資料ですと、1-1-5から1-1-6に該当することです。

これは、4月26日の部会で、私は、「安全側のあり方の考え方が逆転している」と申し上げたのですが、一律で残置、移植、保全というものの本数を決めるという考え方が、そもそも一本一本を大切にするという考え方と逆転しているのではないかというのが、私が指摘していたところです。

これは前回、特段修正がないまま今回に至っていますが、この点に関して、事業者さんの御意見をもう一度お聞かせください。

○事業者 趣旨がちょっと分かりにくいので、もう一度御説明いただけますでしょうか。

○横田委員 この「A、Bは3割減らした本数にする」という考え方です。これは、「A、Bであれば3割減、C、Dであれば全て」といったような、伐採樹木の決め方になっていますよね。

私が指摘したのは、「一本一本の樹木をみていることにはならない」ということです。

例えば、神宮外苑であれば、高木というのは、かなり特徴的な高木が、景観なり生態系の軸になっています。これは、きちんとデータができるはずです。樹高なり枝張り胸高直径なりを樹種ごとに出せるはずです。

それを施設の周辺ごとに、毎木調査の情報として出していきたいのです。それをせず、このように一律に、「残置、移植、伐採」というふうにされるのはなぜなのかということを、前々回にお伺いしたつもりです。

それについてもう一度御回答をお願いしたいです。

○事業者 日建設計から回答させていただきます。

3割程度減らした数字として掲載していたのが当初なのですが、その際、活力度がC、Dのものについても、全て伐採扱いというふうにしていましたが、今回、先ほど申し上げましたように、活力度C、Dについても、ここに書いてあるように、「活力度にかかわらず、可能な限り保全を図る計画です」としております。

その上で、こちらの数字です。3割減らす前の数字を評価書に掲載いたします。

こちらにも、活力度 C、D のものも、227 と 451 とありますが、それにつきましても、「活力度 C、D イコール伐採」ではなくて、おっしゃったような、一本一本の状況をみながら、可能な限り存置を図る計画ということでございます。

○横田委員 「存置、移植」の 3 割には、移植も入っているわけですが、移植ができる木というのは、物理的に上限があります。移植の限界性というものがあると思います。

移植ができない木が、基本的には景観なり生態系において、非常に軸となっているわけですが、それを含めて一括で 3 割減らすということは、非常に質的な考慮を欠いている話です。

しかも、活力度だけに依存する話ではないと思います。例えば、樹木の高さ、枝張り、幹回り、移植の可能性といった観点で、施設の周りごとに、樹木の種類とその取扱いを示すような図を出していただかないと、やはり、「一括で」という話は、「一本一本を大事にする」という話とは別の議論じゃないかと思います。

そのような毎木調査のデータというものはお持ちなのでしょうか。

○事業者 三井不動産からお答え申し上げます。

アセスの評価書案での 3 割という数字の取扱い、それから、3 割を考慮しない、実施計画での数字の説明につきましては、先ほどの日建設計から御説明のとおりです。

最後に先生が触れていただきましたとおり、毎木調査に関しましては行っております。今回、活力度 A から D に分けての表現にはなっておりますが、おっしゃったような幹の太さとか、こちらは既存の施設に近接しているとかといったこともございますので、そういった現況の建物、構造物との距離感とかも含めた上で、「存置・移植・伐採」というものを、現在の計画上で表現したものが、この 1381 本の、今映している表ということになります。

ですので、先生の御指摘の、「やったのかやっていないのか」というところにつきましては、やった上での計画としております。

併せて、「さらに、より詳細な調査を行う」ということを、東京都さんともお約束をいただいておりますので、そちらにつきましては、前回御説明のとおり、実際に樹木医のアドバイスを受けながら、より詳細な調査というものに着手しております。

そちらについては、今の審議会に結果が間に合うというものではございませんので、追って公表をさせていただきたいと考えております。

○横田委員 お持ちであれば、データを出していただかないと、客観的な審議ができないかなと思っております。

特に、現在、残置の対象とできる樹木を単木単位で出していただく、まずはそこからでは

ないかと思います。回避、低減、代償と考えたとき、移植というのは代償措置ですので、回避できるものがまずどれだけあるのかという情報が、まず実質的に分らないと、それに加えてどれだけ低減、代償すべきかという議論ができないと思います。

ですので、その情報をまずは出していただきたいと思いますし、後々出てくる調査で、「やっぱり移植ができません」という可能性もありますよね。

「後々やります」というのは、アセスにおいては事後に委ねてしまうことになりますので、現在審議でき得る資料として出していただく必要があるのではないかと考えます。

2点目は以上になります。

3点目は、いちよう並木の西側の話です。

ここは、野球場に隣接する環境になりますが、現在のいちよう並木が、比較的风险がなく維持管理できているのは、西側にある植栽帯の効果によるところが、結構大きいと思います。

それはもちろん、樹木医さんであるとか、イチョウのスペシャリストの方に見ていただいて、御意見をいただく必要があると思いますが、その外側の樹木を伐採することの影響に関して、きちんと予測評価できているのかということが、非常に心配です。

こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

あるいは、「根系調査の考え方は、少し進捗している」ということであれば、そのような情報も、ぜひ考え方としてお出しいただきたいと思います。

クスノキとかアカマツが移植されている帯状の植栽が、ほぼ「伐採」になっているかと思っています。

○事業者 まず、根系調査につきましては、先週からの進捗というところは、今お答えできるものはございません。樹木医とのやり取りは進めておりますが、適切な時期、落葉期だろうというところを、ヒアリングしておりまして、その時期に向けてどうやっていくかというところの相談をしております。

それから、いちよう並木の西側にございます木に関しまして、それを移植あるいは伐採することによる影響というところにつきましては、現時点では「影響はありません」とも申し上げられませんし、「影響があります」ということも回答しかねるところでございますので、そちらにつきましても、横田委員より御意見を頂戴したということ、樹木医に相談をしまして、あるべき姿ややるべきことというのを、整理していきたいと思います。

○横田委員 はい。お願いいたします。

これこそ、安全側を見る話だろうと思います。やはり、根系調査をきちんとやって分かるという話ではなくて、根系調査をやって安心できるというような保全の仕方をしなければいけないのではないかと思います。

これまで、東京都さんですとか、いちよう並木の街路樹の維持管理をされてきた方々の見解も、もちろん重要な点だと思いますし、これから、野球場の影響というような話があるかと思いますが、この土地被覆改変の影響として非常に心配なんですよ。

その心配な要素は、今のアセスの段階で、きちんとある程度余裕を見ておいて、その上で根系調査をすることで安心できたとするのが、今回とるべき安全側の手段じゃないかと考えています。

その結果、その植栽はなくても何とかなるというようなお話であれば分かりますが、今の段階で、“薄皮一枚”にしてしまって、あとで、「やっぱり無理だ」ということでは、難しい話になってしまうのではないかとこのことを心配しています。

これは、そういうふうに心配しているという点です。

以上、生態系に関する質問をさせていただきました。

次は、景観に関して、コメントと質問をさせていただきたいと思います。

形態率の変化は、いろいろな写真を撮られていないというのは、仕方ありませんし、仮想的に数値化していただいたことに対してはありがとうございました。

1 つ目は、眺望景観と圧迫感の両方に関係するかどうかと思うのですが、隣接事業の影響というのが非常に大きいのではないかとこのことが、懸念されることです。

落葉期の影響だけではなくて、隣接事業でかなり景観としての厚みというものが、景観軸沿いに形成されているわけですが、これが非常に薄くなるのではないかとこのことです。

それから、ラグビー場とか野球場の外壁に関しては、保全措置そのものが、明らかに影響の低減にはちょっと足りない部分が残っていると思います。

これは、きちんと評価と保全措置の考え方を示していただく必要があるのではないかと思います。

特に、建国記念文庫のところは、景観軸上でもアイ・ストップにもなっていますし、そこまでに至る景観軸というものは、非常に貴重な景観軸です。

それから、周辺道路に関しても同様でして、スタジアム通りもクスノキの樹冠が上にかぶっていて、景観や温熱環境に対して良好な環境をつくっています。

そういったところで、全体として、歩行者のシークエンス景観に与える影響というのは大

きいですし、建国記念文庫のところは、特に、圧迫感と眺望景観の両方に周辺の樹木の減少の影響というのが大きいです。

それは、前回は、絵画館前からのワンショットだけで御説明いただいています、きちんと評価の中に取り入れなければいけない視点であると思います。

そういった歩行者景観という観点で、事業者の保全措置に対する考え方をきちんと御説明いただけますでしょうか。

○事業者 日建設計から答えさせていただきます。

今回の資料には入っていませんが、前回の資料の中で、ラグビー場の東側の歩道からの圧迫感の天空図とか、あるいは絵画館前からの眺望とかも添付させていただきました。

今回の開発で、隣接街区の開発もそうですが、当然、歩行空間沿いの歩道上空地というのでしょうか。そういったところには、例えば、都市計画で緑道と位置付けられている場所ですね。ラグビー場の東側緑道と位置付けられています。

そういったところには、植栽をしていくということを考えております。既存の歩行者空間沿いにきちんと植栽をしていくということが、まずこれは方針としてあるのかなと思います。

前回提示させていただいた圧迫感の天空図は、通常、アセスではこういうつくり方をしているのですが、新植される樹木は反映させていません。反映しない形での予測ということになっております。

つまり、危険側というのですか、そちらのほうで予測させていただいておりますので、その辺につきましても、これをそのまま評価書に載せますので、その中で今言った話と、「このモニタージュには樹木等を反映していません」というような旨も、併せて記載していこうと思っております。

○横田委員 そういった道路沿いの新しい植栽による景観圧迫効果の低減ですが、非常に限定的だと思います。

といいますのも、樹木の分布の前回の資料で見いただいても、植栽の植えマスの幅の狭いところに植えられる樹木というのは、樹間を広げられないといった点で、非常に細く、ひょろっとした樹木になりがちです。

そういった中で、まとまりのある景観への圧迫効果を減らせるかという、景観植栽としての見た目の美しさは得られても、環境としての保全措置につながるような、植栽群にはならないと考えたほうが、圧迫感に関しては適切ではないかと思います。

このあたりの樹高を考えても、圧倒的にラグビー場のほうが高いです。この30%の空のエ

リアがずっと続くというような道路づくりは、非常に圧迫感が大きいです。

その点に関して、「まだ協議中」というようなお話がありましたが、5点目は、アセスそのもののあり方として、配置、構造だけではなく、そもそもの計画段階で、位置ですとか規模の妥当性に関する環境影響評価が必要なんですよ。

それは、東京都の計画アセスの制度の中で、民間事業者に義務化されていないということで、この位置、規模に関する議論は、今回の評価書案の中で、きちんと保全措置として議論していただく必要があると考えています。

すなわち、沿道空間をもう少し広げられるのではないかと。さらには、建国記念文庫も、一本一本を大切に保存できるのではないかとということになります。

そういった考え方で、まず、この位置、規模の妥当性、それから、配置構造における、現時点でとり得る手段、このあたりの環境保全措置の基本的な考え方を示していただく必要があると思いますし、そのための計画検討の経緯をきちんと示していただく必要があるのではないかと思います。

そういった情報を提供いただくことはできますでしょうか。

○事業者 配置とか規模に関しましては、検討経緯を知りたいということも、お話がございましたので、何が出せるか出せないかというものもあると思いますので、その辺は準備してみようと思います。

評価書の中で、何らかの形で掲載させていただくことになると思います。

○横田委員 ありがとうございます。お願いいたします。

その中に、「関係機関と協議を行っていく」とおっしゃっていますが、これこそ、計画段階できちんと示していただく内容ではないかと思います。関係機関とどのような協議を行っているのかということですね。

その上で、事業者さんとしての限界性、環境保全措置としてどこまでできたのかということが、審議できるような資料を出していただきたいと思います。

最後は、まとめでの質問になってしまいますが、最初の環境の残し方ということと関連しての意見というか質問になります。

基本的に、一本一本を大事にというようなお話ですとか、1本でも保全できる樹木を増やすということは、できるだけ土地被覆の改変をしないということが、基本として、スタンスとして必要だと思います。

そういったスタンスを施設ごとにきちんと示していただいて、全体の開発の妥当性を御説

明いただく必要があると考えています。

その中で、緑に関しても、景観植栽というものと、環境として形成されてきた樹林というものだったり、環境緑化というものは、やはり違ってきます。

そこでは、人と自然との触れ合いも大きく異なります。景観植栽に置き換わった時点で、今、神宮外苑の事業地内に見られているような、多様な人の過ごし方というのは、かなり均質化されます。

環境自体の質も非常に乾燥化しやすくなり、生態系も一方向にどちらかというと偏りやすくなります。

ですので、こういった現位置をきちんと考慮しながら開発計画を立てていただきたいというのが、お願い事項になります。

それがまず、そもそも最初に申し上げた事業地全体での生態系の残し方ということと、非常にリンクしていますし、人と自然との触れ合い活動の場を暫定的に確保していくというようなことを、空地利用の観点から述べていただいています。質的な観点からは余り述べられていないように思います。

例えば、花が咲き誇る時期にどのような活動があって、どのような散策ルートがあって、といった環境を、どういうふうに保全するのか。

あるいは、人々が団らんしたり、ツーリングしたりとか、さまざまなレクリエーションをされていますので、そういった空間をどのように確保されながら事業を進められるのかというような、全体的な工程に関する話も必要かと思います。

そういったあたりも、生態系の事業地全体の残し方と併せて、議論が必要だと思いますし、前回出していただいた、空地の工事期間中の確保の仕方は、まさに、環境の残し方と併せて考えていただく必要があるのではないかと考えております。

今回の資料の対象ではないのですが、そういった点で、事業段階ごとに、そういった環境のつくり方、残し方を具体的に示していただきたいというのが、お願い事項になります。

それぞれの施設ができる段階がそれぞれ違いますので、緑の確保の仕方と併せて示せるものではないかと考えています。

これは、コメントとさせていただければと思いますが、何かお答えいただけることがありましたらお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。三井不動産です。

貴重な御意見を頂戴いただいてありがとうございます。まさに今、樹木というところがキ

一ワードとなりまして、この1時間お話をさせていただいておりますが、樹木以外の部分、まさにここは「公園」という場所でもございますので、そういったところで、都民あるいは日本中から集まれる方々が、どう過ごしていくのかという部分につきましては、15年間あるいはその先の百年を見据えて、事業者として考えていきたいと思っております。

ですので、今いただきましたコメントにつきましては、事業者の中でもきちんと共有して、今後検討させていただく中で、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○横田委員 長々と質問をいたしました、ありがとうございました。

○齋藤部会長 よろしいですね。マイクを一旦置いて、大丈夫ですか。

○横田委員 はい。一旦置かせていただきます。

○齋藤部会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、水本委員から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。

○水本委員 よろしくお祈いします。

私が主に担当している史跡・文化財について、特に、埋蔵文化財については、今までやっているの、別の質問になるのですが、横田委員の関連で出されていた図で、生物多様性のところのものと、あと、それ以外に2点、質問させてください。

まず、先ほど出されていた、緑のネットワークの図面のことですが、これは単純に図のことですが、港区では「生物多様性緑化ガイド」というものを出されていて、もう調べかと思いますが、そちらにはこのネットワークの図について、マクロ的には千代田区も含まれていて、千代田区、新宿区、港区を中心とした「エコロジカルネットワーク」という概念図が出されています。

このネットワークの図としては、あと一步引いた図面をつくられてもいいのかなと、少し感じております。

これは、港区さんは、千代田区のものをさらに引かれていて、千代田区さんでも同様の図をつくったものを出されています。

少なくとも、東西ゾーンのところに、皇居の部分を加えてもいいのではないかと、ちょっと思いますので、できましたら、図としては、もうちょっと引いた形でというふうに感じております。

それが1点目なので、あとでコメントをお聞かせください。

その上で、私の専門である歴史とか文化財についてですが、これはコメントですが、東京というのは緑が結構残っている街で、都会なのですが、緑が残っているということです。

これは、三井不動産さんもおそらくご存じかと思いますが、江戸時代の大名屋敷の庭園ですとか、例えば、下町においても、江戸時代から庶民に鉢植えブームというのがあって、そういうものがはやったことによって、東京の緑というのは、基本的にはかなり人為的な緑であります。

そして、縄文時代ですとかの時点でも、クリなどが選択的に残されてきたりですとか、その後、中世の段階から近世にかけて、松が相当植林されてきたりとかしています。

近くでは、もちろん、皇居東御苑ですとか、昭和天皇の武蔵野の森ですとか、このように、今の都の公園というのは、旧大名屋敷の庭園由来で、しかも、その後に明治時代に、新しい庭園の要素を取り入れたりして、また新しく生まれ変わったりして、その時代時代にコンセプトを持って、庭園、森がつくられてきたという経緯があります。

ですので、せっかくのチャンスといえばチャンスなので、私も野球場等には好きで行くほうですが、最終的にこの施設が残るということであれば、もしかすると樹木のほうが長く継承されていくのではないかと思いますので、ここはコンセプトを改めてもう一度たたかれて、何を残すということも必要ですが、「ここからの百年」とか「千年」とかを考えてやっていただきたいなと思います。

アセスの限界を超えているかもしれませんが、コメントとして述べさせていただきました。

その上で、現状で市民の方々から、「最近になって、こういうことを知ったよ」とか、「緑を残してくださいよ」というような御意見が出ていまして、そこは議論がありましたので、市民の皆さんと樹木遺産の話がすごく出ていて、それは専門性はすごく大事ですので、配慮されていると思うのですが、「どういう木を残したい」とかいうところは、この周囲の方々とお歩きになってという会を、改めて設けていただいてもいいのかなと思います。難しいかもしれませんが、御検討いただければと思います。

その中から、もしかすると、「新しい千年のコンセプト」というものが生まれてくる可能性があるのではないかと思いますし、そのほうが、新しい場所も愛されていくようになるかなと感じております。これは、本当にコメントです。

その上で、新施設に関連して、最後、3点目として質問です。

こちらの、現状のラグビー場とか野球場というのは、相当愛されてきた施設であって、私が専門とする文化財ではないのですが、既に文化財級といいますか、そういうところで、「記憶の継承」ですね。

この場所性が、場の継承として、スポーツの場としての継承というのがなされるというこ

とで、計画が進められていると思うのですが、場所性ではなくて、一つ一つの施設への思いというものを継承したりですとか、記憶を記録として残したりということを、ちょっとお考えいただけると、これもありがたいと思います。

これは、今の文化財の取扱いとは、そういうところは今だんだんされてきてはいますが、その上で、例えば、「映像で残す」とか、そのあたりも御検討の素地があるかということです。

2 点目はコメントに近いことですが、今の野球場等への愛着みたいなものを、どのように継承されるかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございます。日建設計から回答させていただきます。

1 つ目の御指摘ですが、緑化のネットワーク図については、上位計画の中では、もうちょっと広域の緑化のネットワークの図が示されているという御指摘だったと思います。まさにそのとおりです。

今回、計画地の話でしたので、計画地の緑のところと関連がなるべく分かるような形のスケールで出ささせていただいておりますので、こういったスケールの図になったわけですが、御指摘のとおり、もう少し引いた、それこそもう少し区をまたいだネットワークの図も作成して、評価書には掲載させていただきたいと思います。

2 つ目の話につきましては、過去の経緯、歴史を踏まえて、今後百年ということで、緑とか歴史も考えていくわけですが、これにつきましては、御意見として受けとめさせていただきたいと考えております。

続きまして、三井不動産からお答えさせていただきます。

3 点目も、まさに、神宮野球場、秩父宮ラグビー場に関して、都民の皆様、それから、多くの方々から、非常に愛された施設であるということを、まさに御指摘をいただいたとおりだと認識しております。

まさに、学生ラグビー、学生野球の聖地という、長年の歴史もございますので、そこにつきましては、事業者各者も同じ思いを持っております。

具体的にこういった形、映像がいいのか、写真で残しておいて、将来的にそれを組み合わせて、こういった形で発信していくのかという部分につきましては、まだ詳細は検討、ご案内できるものはございませんが、何らかの形で残していくというところを検討してまいりたいと思っております。

コメントいただきましてありがとうございます。

○水本委員 ありがとうございます。

あともう1点だけあります。別の場所で、例えば、東御苑の中を長い時間をかけて歩いたことがあります。樹木とか草木に関しては、四季の移り変わりというところも観点に入れながら、コンセプトをもっともんでいただければと思います。最後、付けたしですが、よろしくお願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに、委員の方から御意見はございますでしょうか。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 よろしく願いいたします。

1点お伺いしたいのですが、この図書では、施設の供用に伴う温室効果ガスについての予測をされていて、それがまさに、今後100年の予測値かと思うのですが、本事業に関しては、工期が大規模で、さらに15年という長い工期になります。

その間の工事に伴う温室効果ガスの削減についての取組などがあれば教えていただければと思いますが、現在どのような取組の計画がございますでしょうか。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

工事による温室効果ガスの削減ということでしたでしょうか。

○堤委員 工事とか、あと、施設の取壊しとか、いろいろなことが15年間で行われていくと思うのですが、それらを踏まえてということです。

○事業者 これは、御指摘のとおり、供用後1年間の調査が含まれますので、15年以上の期間になると思うのですが、その中で、いろいろな環境対策型の建設機械とか、車両の規制の内容とか、環境基準だけではなくて、設備とか機械の仕様というのが間違いなく上がってくると思います。

それをなるべく積極的に使用していくということが一つだと思いますし、これは、アセスの手續に則っての開発ですので、その辺を15年後に、「こうなりました」という報告ではなく、変更届、もしくは、事後調査報告書が、長い期間の中で何回もありますので、その都度、最新の情報を反映させた、場合によっては再調査して、その際に、「こういったものを反映させましたよ」と、アセスの言葉でいうと、「予測に反映した措置」という言い方をしますが、そちらのほうに最新のものを盛り込んでいこうと考えております。

○堤委員 ありがとうございます。

今後の図書に反映させていただくとともに、それも踏まえて、今後、そういうふうに再予測をしていきますよというようなことも、評価書に記載していただければと思いますので、

よろしくお願いいたします。

○事業者 承知いたしました。ありがとうございます。

○堤委員 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

いかがでしょうか。

特になければ、私のほうから、ちょっとよろしいでしょうか。

1点は、三井不動産の方にお尋ねします。先ほど、A、B、C、Dの活力度に応じての対応については、横田委員から御質問がありまして、御回答をいろいろいただいたと思いますが、「最終的に660本ぐらいの伐採をせざるを得ないのではないか」というような形の表を出されていると思います。

これまで真摯に対応されて、「一本一本の木を大切に」という話、それから、創建時の思想を受け継ぐような話もある中で、全体の半分を切るというような計画を立てていることと、今おっしゃったこととの整合性について、三井不動産としてどのようにお考えなのかというところを、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○事業者 三井不動産より御回答申し上げます。

まず、一定数は、既存の建物を解体する際にどうしても伐採せざるを得ない樹木というのがございます。そちらにつきましては、どうしても施設が老朽化しており、リノベーションでは難しいので建替えが必要になっているところを鑑みると、一定程度はやむを得ないものがあるのかなというふうに考えております。

一方で、まさに、1381に対して660ということで、部会長から今、「半分程度」という御指摘をいただきましたが、そちらにつきましては、まさにこの場におきましては、最新案ではありますが、我々事業者にとりましてはまだまだこれから始まっていくプロジェクトの中のスタート地点というふうに考えておりますので、そちらを一本でも多く、存置に変えられるように、今後いろいろと計画の検討を進めたいと思っております。

ただ、割合からそうお感じになられるという部分につきましては、今の部会長のお言葉を重く受けとめておりますので、引き続き、こちらにつきましては、繰返しではありますが、一本一本大事にして、保全に向かわせるように検討していきたいと思っております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

この660本というのは、環境影響評価の時点で660本という数が出ていく中で、伐採を含

めた、神宮の森というものの保全、環境の影響を最小化しているというようなことを判断するのは、非常に難しいような感じがしています。

今後、切らずに済むように、もっと検討されるということですので、その姿勢については、非常に安心をするようなところではあります。実際にどれぐらい保全されて、それが、環境影響の最小化につながっているのかというようなところの、もう少し具体的なデータが必要ではないかと思います。

それは、横田委員から先ほど話が出た、一本一本の樹木に対する調査データはお持ちである。それに対して建設計画に重ね合わせたとき、先ほどの A、B が 3 割という話ではなく、「本当はもうちょっとできるようなところがある」というのであれば、そのところがどこまでできるのかということ、もう少しお示しいただいたほうがいいように思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○事業者 はい。三井不動産です。

今お示しできるものとしましては、施設計画と現況の樹木の位置との関係性というところでは、前回の審議会でお示しさせていただきましたこちらの情報が全てとなります。

これに対しまして、本当にあと 1 本でも 2 本でも、それが積み重なって何本になるのかというところを、事業者各々が今頑張っているところでございますので、そちらにつきましては、今後の施設計画の詳細化に伴いまして、何らかの形で発信をしていくということで、御理解をいただければと考えております。

○齋藤部会長 わかりました。御回答ありがとうございました。

また後ほど御質問させていただきたいと思います。

柳会長から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。

○柳会長 先ほどの水本委員の意見と、ただいまの齋藤部会長の御発言に関連してですが、神宮外苑の森の保全と再生の計画について、事業者主導で都民参加の仕組みを利用して、検討されてというお考えはいかがでしょうか。

事業の透明性を高める上で、そういうことも必要かと思いますが、お考えをお聞かせいただけると幸いです。

○事業者 三井不動産でございます。コメントいただきましてありがとうございます。

都民あるいはそれより多くの方々の、このプロジェクトに対するご参画ということに関しましては、やり方はいろいろあるのかなというところで考えておりますが、何らかの形でこの先、15 年の中で、このプロジェクトを愛していただけるように、一緒に取り組めることは

ないかというところを、検討してまいりたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

前向きに検討していただくとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 柳会長、ありがとうございます。

都民の方も参加してということのお話が今ございましたが、この環境アセスメント制度と
いうか、この環境影響評価の審議会の役割は、2つあるかなと、私自身は思っております。

1 つは、事業者が行う環境影響の予測評価に対して、技術的なアドバイスをすることによ
って、より環境に配慮されたプロジェクトにしていくということです。そして、そういった
ことを通じて、都民の人にこのプロジェクトのよさということを分かっていただくというこ
とかと思っています。

また、ここで、環境への配慮というものを、プロジェクトというものが十分にやっている
のだということを、主張していただくことによって、都民の方の理解が進んで、より賛同の
ある、みんなに愛されるプロジェクトに育っていくのだろうというふうに思います。

そういった意味で、今、柳会長からもありましたように、都民の方々が参加するような仕
組みをお考えいただければと思います。

その場合、若干懸念しているのは、事業者と都民の人たちとの間に、情報のギャップであ
ったり、理解のギャップであったり、ある種の相互不信感のようなものがあるのではないか
ということを、非常に懸念しています。

そういった意味で、今後事業を続けられるときに、都民の方に参加をしていただくという
ことは、極めて重要なことであろうと思います。

例えば、イチョウの木の調査をされて、その結果に対してどう対応していくのかというこ
ろに、都民の方が参加して、一緒に調査をしていきなり、そのことによって、調査内容自
身の透明性も確保できますし、「皆さんが環境に配慮しているのだ」ということが、より伝わ
るのではないかと考えています。

そういったような意味で、都民の方にもうちょっと参画していただくようなことを御検討
いただけないかと思うのですが、例えば、イチョウの木の根系調査をどう評価して、その後
の実際の工事に進めていくのかというところに、参加をしていただくというようなことにつ
いては、一つの提案にすぎないのですが、いかがお考えでしょうか。

○事業者 御意見を頂戴いただいてありがとうございます。

まず、事業者側の情報発信というところにつきましては、先週、5月19日に、「神宮外苑

地区におけるまちづくり」という名前で、プロジェクトの専用サイトを立ち上げております。

こちらに、今検討の経緯ですとか、このエリアの抱える課題とか、このプロジェクトが目指しているビジョンというところも掲載させていただいております。

今後は、そちらのサイトを活用しながら、都民あるいは日本の皆様に情報を発信していきたいと考えております。

まだまだ出来立てのほやほやのプロジェクトサイトではありますが、今後そのサイトを活用しながら、より多くの情報を的確にお届けできるよう努めてまいりたいと考えております。

併せて、今いただきました都民の参加という部分につきましては、繰返しになりますが、いろいろなやり方があると思っておりますので、そういったところにつきましては、事業者で話し合いをしながら検討してまいりたいと思います。コメントありがとうございました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

しばらく前にそういう情報サイトを立ち上げられたということは、それはそれで結構かと思うんですが、情報の提示が少し遅れているような感じもしますので、今後はしっかりと情報を出していただくということをお願いしたいと思いますし、都民の参加というところを、ぜひ御検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それから、私は、実はもう1点確認したいところがあるのですが、よろしいでしょうか。

それは、本日の資料の1-1-10、いちょう並木に関するところの、中段ぐらいのところ、灰色で、「また、保存する云々」というところの表現があります。

この中で、「樹木匠の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により施工者等と調整し、いちょう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。」と書いてありますが、具体的に、根系調査の結果から、建築計画及び施工計画ということによって、配慮がなされるというポイントについて、イチョウが守られるのだということが、どのように担保されるのか。そこをもうちょっと御説明いただきたいと思います。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

このグレーの塗りの部分は、前回の資料から掲載させていただいている内容でございますが、「いちょう並木への配慮の具体について、施工業者も含めた形で何を調整するのか」というお話だと思います。

詳細は今、決まっていないのですが、例えば、新球場のいちょう並木側の部分の地下の基

礎の部分の形状を、例えば、「扁平基礎」という言い方もしますが、薄くするとか、あるいは小さくするとかということです。

そういった基礎の検討などをする場合には、設計者だけではなくて、施工業者の協力も必要なのかなということで、「施工業者等との調整」ということを書かせていただきました。

また、地下の部分で、基礎だけではなく、通常、建物の地下には、ＲＣ造ですと、雨水を貯めるためのピットとかがございますが、そういったものを、例えば、いちよう並木側のピットについては、もうなくしてしまうとかいうようなことも考えられると思います。

そういったことについて、実際に、施工業者はまだ決まってはいませんが、施工業者と設計者と事業者の三者で調整して、詳細な検討を進めていこうかと考えております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

いちよう並木を守るということを念頭に置いて、対応されているということは非常によく分かるのですが、それが本当に担保されるのかどうかということを、みんな不信に思っているわけです。

そこを、環境影響評価の中で、その方法論について具体的に示していただくことが、本来の環境影響評価というものだと思います。

今は、「そのような調査をして、その結果に基づいて、工法をいろいろ調整します」というようなことをおっしゃっていますが、その工法の調整によって本当に守れるのか。

そうすると、根系のどういう状態に対してどういう工法を使われようとしているのか。それによって守られるのだというところの考え方を、技術的な観点から示していただかないと、今は「空約束」になってしまっているような感じで、残念に思っています。

そのところについては、もう少し「施工業者が決まっていない」ということであれば、それはそうなのですが、施工の関係の方にアドバイスをいただくなりのことのできるのではないかと思うのですが、どういう工法がとり得るのか。

要するに、根系調査の結果に対して、どういう対応をとれば大丈夫なのかということを、しっかりと示していただいたほうがいいと思いますが、その件に関してはどのようにお考えでしょうか。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

まさに、今こちらで説明した内容にもあると思うのですが、「例示」ということで、いくつか列挙して、「そうすると、こういう形で保全されます」というようなことも含めて、評価書に記載させていただきたいと思います。

ただ、記載するにあたっては、もう少し広く、設計者だけではなく施工者とか、あるいは樹木医さんの判断とか、いろいろな人たちの意見を聞きながら書く必要がありますので、評価書にはきちんと、御指摘いただいたことを受けて検討を進めて、「例示」としていくつか列挙した形で、評価書には記載させていただきたいと考えております。

○齋藤部会長 例えば、根系が広がっていて、どうしても地下部のところにぶつかり得るということになったときには、建築計画そのものを見直すということもありであろうというふうに考えてよろしいでしょうか。

○事業者 建築計画の見直しということで、先ほど、基礎の部分の話の建築計画になりますし、上部構造についての建築計画になりますので、どこまで見直せるかということはあると思いますが、できるだけいちょう並木に影響を与えないような、「根系」という話がありましたが、その根系の延び方だと思います。

その辺と併せて、建築計画についても見直せるところは見直していこうというふうに考えております。

○齋藤部会長 そこがあいまいなところが非常に不安に感じていて、環境影響評価をするときに、それで環境への影響を最小化できているのかというようなところに、ちょっと疑問を持たざるを得ない。

根の広がりに応じて、どういう対応をされるのかというところを、もうちょっとしっかりとさせていただいて、「できるだけ影響を与えないように」という、その「できるだけ」というのは、どれぐらいの影響を及ぼし得ると感じていらっしゃるのかとか。

その辺のことも含めて、いちょう並木を守っていただきたいという思いは、多くの方々が思っていて、三井不動産の方もそのような発言をされていて、「そこは守るのだ」というようなことを言われています。

それこそが、創建のことも含めて、「それは絶対譲りません」ということなのだろうと思うのですが、ただし、具体的にいちょう並木に近いところで工事が行われるということに対して、「じゃ、本当にいちょう並木は守れるのか」というところに関して、今のところ、「できるだけ影響を与えないように」という言い方しか、おそらくできないような状況なんだろうと思います。

そうすると、専門家の方にもっと入っていただいて、「どういう根の張り方であれば、どういう対応ができます」というようなところを、環境影響評価の中で示していただく必要があるのではないかと思います。

これが、まず第一段階ですが、それを示していただいた上で、「それが本当に、それによっていちよう並木は守れるのか」というようなところを、客観的に評価されないといけないと思います。

要するに、当初言いましたが、環境影響評価の一つは、技術的アドバイスをするところですが、「そういった情報もできるだけ出して、イチョウに影響を与えないような対応をとります」ということで、「評価書に書きます」ということだと思います。

ただ、その評価書の内容そのものについて、我々はこのあと議論できないので、評価書に記載するような内容について、この審議会の間に情報を出していただいて、「そういう判断であれば大丈夫であろう」というオーケーが得られたときに、次の段階に行けるのかなという気持ちも、ちょっとしているのですが、言っている意味は伝わっているのでしょうか。

要するに、「今記載の状況を詳細に分けて対応を考えます。それも評価書に載せます」ということですが、その対応の確かさについて議論をする場が、実はないですね。この審議会の中でしか議論できないわけです。

この環境影響評価制度のつくりがそうなのなのですが、そういった意味でいうと、この情報がきちんと出ていない状態で進めるということについては、私は疑問を持っているというか、疑念があるというか、懸念があるのです。

ただ、今はこれ以上出せる情報はないということですので、それは、意見の相違というか、そうなのなかというふうには思っています。

横田委員から手が挙がっているので、関連する話かもしれませんので、私の話は一旦切りたいと思います。

横田委員、よろしくお願いいたします。

○横田委員 齋藤部会長が今おっしゃったとおりでして、それがアセスにおける調査の役割なんですよ。その調査の情報として、例えば、いちよう並木に関する調査情報がどれだけ載っているかということが、極めて重要なわけですが、現在、資料編でも、199 ページに秩父宮ラグビー場の東側のいちよう並木の状況が、写真2枚載っているというぐらいでしょうか。

そもそもいちよう並木に断面的に診断を入れることは、外観診断で構わないのですが、可能なはずですよ。そうであれば、樹木医さんにきちんと入っていただくというのは、工事着工前ではなくて、この評価書案の段階で、基本的な建築計画の事前情報として入っていただく必要があると思います。

それによって、次のいちよう並木の根系調査のための安全度を高めるということが、非常

に大事だと思います。

それが、私が先ほども申し上げた調査情報の不足です。それは、評価書自体の書きぶりにも非常に影響するところでして、今日いただいた資料 1-1-9 以降の書きぶりですが、結論のところは全て「変わらない」となっています。

例えば、評価の結果として生態系のところで書いていただいているのは、「周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持される」ということです。しかしこれは、基本的には、「維持されない」のですよ。

質が当然変わるわけですから、「維持」ではないわけですよ。その質の変わり方を、調査情報をもとに示すのが、環境影響評価だと思います。

それは、毎木調査をされていれば、たとえ予測の結果がなくても、毎木調査の結果と、残置、移植、伐採をオーバーレイ、重ね合わせれば、ある程度定性的にでも捉えられるはずなんですよね。

そういった情報がないのですよ。出されている情報が、取組に対する情報は出されていますが、影響そのものの対象であるとか、影響の量、環境偏差値の効果に関する情報が、基本的には評価の軸になるはずなんです。その文言が全て、「取組」であるということは、非常に客観性を欠いている部分だと思います。

これは、環境影響評価の理念をきちんと詰め込む必要がある部分ですので、調査、予測、評価の情報をもとに、きちんと結論づけていただきたいと思います。

景観に関しても同様です。景観形成等の基本理念との整合性に関して、どのような情報をもとに、どのような影響と保全措置の効果を提示されて、その基本理念との整合性が図られるという書き方をしていただきたいと思います。

圧迫感も同様です。「圧迫感に対する軽減が図られる」というのは、取組ですね。そうではなくて、現状に対して増加する圧迫感に対して、どのような手段でどれだけ低減できるのかということをもとに書いていただかないと、圧迫感の回避、軽減、代償の実効性をここで審議することができないということかと思います。

齋藤部会長のお考えに沿っているかどうか分かりませんが、毎木調査のデータがあって、基本的な施設計画の段階にあって、色塗りしか出せないというのは、予測の情報としては足りないように思います。

○齋藤部会長　ありがとうございました。

事業者の方、横田委員から今お話がございましたところについて、もう少し出せる情報と

いうものがあるのかどうかというところを、確認させてください。

○事業者 はい。三井不動産です。

本日、5 回目の審議会ということで、これまでも御要請を頂戴しました資料につきまして、その都度提供させていただいているという認識でございます。

今回、「毎木調査の結果を出してほしい」という、新しいオーダーを頂戴しましたので、そちらにつきましては、これから事業者間で確認をとりますが、基本的にはお出しをしていくというところで考えております。

先ほど、いちょう並木の活力度というところも、港区のところということで、コメントがございましたが、実際に毎木調査は行っております。

こちらの東京都さんの資産になるイチョウも入っておりますので、一応、権利関係を確認しますが、調査結果としてお出しをすることはできるのではないかと考えております。

それらの結果を踏まえて、我々は今回の審議会に臨みまして、また、評価書に向けての御審議をお願いしていたというところでございます。

今、部会長、横田委員から頂戴いたしましたコメントの中で、「足りていない」というところのコメントも頂戴しておりますが、そちらにつきましては真摯に受けとめまして、評価書の提出までに、内容をきちんと整理させていただきたいと考えております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

中身が分からないところが一番気になっているところで、どういうふうにまとめられるのかというか、今出されているような文言について、先ほど指摘をさせていただきましたが、「その記載では十分ではないですね」という形にはならないでほしいなと思っているということを、伝えておきたいと思います。

ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

水本委員、どうぞ。

○水本委員 結構シビアな質問になってしまうかもしれませんが、齋藤部会長が先ほど質問されていた 660 本をいかに低減していくかという問題については、数値目標というものを、ある程度出すことはできますでしょうか。

それを今一生懸命されているという中で、非常に言いにくいところではあるのですが、その数字の目標値だけでも見えれば、ほかのいろいろな疑問を持っておられる方々の気持ちも、またちょっと変わってくるかと思うのですが、660 が 659 になっても、それではなかなか理解が得られないと思いますので、例えば、「どこを目指している」ということはあるでしょう

か。

それとも、1本ずつシビアに、極力、660をゼロにするぐらいの目標値であれば、もちろん非常にいいのかと思うのですが、可能かどうかだけでもお願いしたいと思います。

○事業者 はい。三井不動産でございます。

「660をゼロにすることを目指していきたい」という気持ちはあります。世の中の御意見を頂戴していても、1本でも多く残す必要があるということについては、強く感じております。

ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、既存の建物をどうしても解体しなければいけないということで、そのときに近くにある樹木というものがどうしてもございまして、これらも、当然、「移植ができないか」ということを、今まさに、一本一本について、樹木医も何人も入れて現地で確認しているというところでございます。

そういったシビアな状況を考えますと、「何本目指します」ということを、事業者として今申し上げることは、なかなか難しいという状況を御理解いただければと思います。

○水本委員 ありがとうございます。状況は厳しいと思った上でお聞きしましたので、状況自体は分かりました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。どなたか御意見はございますでしょうか。

今の話にかぶせてですが、この環境影響評価は事業アセスですので、計画に関するアセスメントではないということは、当然承知はしているのですが、環境への影響というものを可能な限り低減していくというようなことに関しては、議論をしておくべきことかなと思いますので、一点確認をさせていただきます。

昨今、この再開発の計画に対して、樹木をそれほど伐採しなくても、ラグビー場も含めて野球場もつくることができるのではないかとこのところが提案されていると思います。

そもそも、この事業を立ち上げられるときに、三井不動産を始めとして、事業者の間でどのような再開発が可能なのかということを御検討されていると思います。ですから、樹木を切らなくて済むのだという御提案は、既に御検討済みだと思いますので、そういった案を採用できないということについての御説明をこの場でいただければ、都民との間の理解も深まっていくのかなと考えていますが、いかがでしょうか。

○事業者 三井不動産です。計画の見直しに関する御意見が、東京都知事あてにあったということに関しましての事実は認識しております。

ただ、御意見をいろいろ頂戴しておりますので、その意見にのみ回答するというのは、本来、なかなか避けるべきなのかなというところは、正直思っているところではございますが、拝見をしている中では、我々といたしましては、東京都で2018年につくっております上位指針にも則った形で、このプロジェクトを事業者の中で検討を進めてきたわけでございます。

代替案を拝見しますと、スポーツ施設の競技の継続性というところが、我々事業者が御提案申し上げている計画とは、ちょっと異なるのかなというところで思っております、その競技の継続性という、このプロジェクトにおいて肝となっている重要なポイントにつきまして、そこがずれているという部分については、なかなか課題の多い御提案なのかなというふうに認識しております。

ただ、それ以外の部分で、移植の仕方ですとかといった部分については、御提案をいただいているところでも非常に参考にさせていただくポイントもあるかと思っておりますので、貴重な御意見として、事業者として重く受けとめて、検討してまいりたいと思っております。

○齋藤部会長 そのスポーツの継続性というところについては、計画の話ですので、なかなかここで議論するような話ではないですが、継続性の観点からというところをもう少し御説明をいただきたいと思います。

代替案によると、どれぐらいスポーツが継続できないからだめだのだというふうにお考えなのかについて御回答いただいてもよろしいですか。

○事業者 はい。ラグビー場は、現地建替えの計画となっていたかと思います。ですので、ラグビー場を解体して新しく建てるというところで、事業者としては約5年を想定しておりますが、御提案をいただいている内容ですと、その5年間はラグビーができない、秩父宮ラグビー場が使えないという形になりますので、そこで、競技の継続性が途絶えてしまうというふうに考えております。

先ほど、別の御意見でも回答しましたが、秩父宮ラグビー場は、まさに大学ラグビーの聖地として、昔からここで愛されている競技場でもございますので、競技を中断せずに行っていけるようにということで、事業者が継続性に配慮したプロジェクト計画とさせていただいております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

その大学ラグビーも含めて、競技の継続性というのは、5年間は使えなくなるということが問題なのではないかというふうに言っておられます。

それは、そのようなこともあり得るのかなと思うのですが、それは、三井不動産の御意見かなと思っているのですが、利用する側の方が、この神宮の森を伐採するというような計画と、5年間使えないということの比較論で、「やっぱり困る」というふうな判断をされている利用者側の判断をどこまで御確認いただいているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○事業者 本日、事業者を代表いたしまして、4事業者の中から三井不動産が代表して参加をさせていただいております。

部会長より今コメントがございました利用者の側といいますと、事業者4社の、ラグビー場はJSCがお持ちになっている施設になりますが、そのさらに先の方々ということになるかと思いますので、正直、私どもは直接お話をしているというところはございません。

そもそも、こちらのスポーツ施設の継続性に配慮した建替えを行うというところは、2018年の東京都の指針のところで定めている方針になってございます。その方針を策定するにあたりましては、東京都さんのほうでパブリックコメントも募集されて、検討会もなされた上で指針を策定されているという経緯がございます。

そういった意味では、私どもは直接、利用者の御意見を確認はしていないというような事実がございますが、これまでの手続の中できちんと意見が聴取されて、大事にするポイントというところで、競技の継続性ということが指針に定められたというふうに認識しております。

○齋藤部会長 了解いたしました。

その当時にどういう人たちが意見をまとめるときに参画されたのか分かりませんが、樹木が伐採されるのだということの情報を持った上で、そのように判断されたのかということからは、ちょっと分かりかねるのですが、現在、先ほどの計算でいくと、600本が伐採されるという計画の中で、それと利用者側の判断というものも、非常に大切なのではないかと思います。

なぜこんなことを申し上げているのかというと、ここは基本的に私有地ですので、どういうふうなものをつくるのかというのは自由であろうとは思いますが、三井不動産の方もおっしゃっているように、創建の歴史、これまで使われてきた歴史を鑑みれば、当然ながら公共性が極めて高い施設であろうと思われ、また、樹林に関しても、生態系に関しても、非常に公共性が高いものであらうと考えております。

そういった中でいくと、「どういうふうな神宮外苑の再開発計画であるべきか」という

ところに関しては、より多くの人たちと議論を重ねて行うべきで、それが本来であろうと私は思っています。

先ほど来、既にそういう方針が示されていて、それに則ったのだということであるのは、了解いたしました。

ただ、現状、三井不動産として、「創建の意思を受け継いで」というような話、それから、「一本一本の木を」というところも含めて、そして、公共空間としての位置付けというように考えたときに、600本の伐採という話と、その5年間使えなくなるという話、さらに、いちよう並木の保存そのものに対しての確からしさを担保していくのかということも含めて、その一長一短、異論がある中で、議論をもうちょっと公にしていくべきではないのかというような考えを持っていますが、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○事業者 三井不動産です。まず、齋藤部会長、恐れ入りますが、5年の中断期間がなければ600本の伐採がゼロになるかという、そこにつきましては、我々事業者としてはそういうふうには考えておりませんので、大変僭越ながらコメントをさせていただきます。

先ほど来申し上げておりますとおり、既存の建物を解体するときに、どうしても触れざるを得ない木というものがございますので、それも含めて、「できるだけ移植」というところ、あるいは「保全」というところを、工事計画等で見直していくというところでありますので、5年中断しなければ600本の伐採がゼロになるというふうには、事業者としては考えていないというところをお伝えさせていただきます。

それから、おっしゃっていただいたとおり、私有地ではあるのですが、私ども事業者は、「ここは私有地だから」というような考えを持ったことはございません。公園として、そして、先ほどラグビーの話がありましたが、ラグビーをする人だけではなくて、ここはラグビーを観る方もいらっしゃいますので、そういった意味では本当に日本中の方々がお客さまであり、ご利用される方々だと認識しております。

そういったところでは、「私有地だから」というような思いではなく、事業者が誠意を持って取り組んでいるということにつきましても、御理解をいただければというふうに考えております。

この中では、情報を公にしていくという部分に関しましては、なかなか都市計画手続の途中でプロジェクトの概要を説明していくというのが、本来、ほかのプロジェクトでもなかなかないことなのかなと思っております。一方で、アセスの手続きにつきましては、2019年から始まっているという理解でございます。

3月10日の都市計画決定というところをいただきましたので、今回、プロジェクトサイトの立上げということもいたしまして、今後、積極的に情報発信をさせていただきたいと考えておりますので、そういったところで、まさに都民の皆様にもいろいろ情報を知っていただき、考えていただければと思っております。

○齋藤部会長 了解いたしました。

変な質問ばかりして大変恐縮なのですが、「情報を公開することによって、皆さんの意見を」という話が、最後にちょっとございましたが、そうだとするならば、「公共空間であるから、そういうことが大切だ」ということであるならば、そもそも論として、もうちょっと情報が公開されているべきであろうなと思っております。

今、このように都市計画の決定の話もあって、粛々と進められて、プロジェクトが決まって、どういう建物をどんな感じでつくるかということが決まった上で、情報を公開して、これからということですが、それはちょっと順番としてはよろしくないのかなという印象は持っています。

こういう言い方はあまりしたくはなくて、実は、環境影響評価をするということはどういうことかということ、環境へ配慮しているということ、事業者さんに十分にアピールしていただく。詳細なデータも含めて予測評価をして、「我々は環境への影響を十分に考慮してやっているんだ」ということを、しっかり伝えていただく。そのことによって、先ほど来申し上げたように、理解が進んで、それまでの情報がうまく行っていなかったところも、うまくやっていったりということもあるので、今こうやってお話をさせていただいているわけです。

そういった意味で、三井不動産を始めとした事業者の方々には、自分たちがいかに環境への配慮をしているのかということ、どんどんアピールしていただければと思いますので、アピールをしていただく中でですが、今話をしていたような情報の伝え方のあり方というもの、を考えていくと、少し残念な思いがしていて、私が聞かざるを得ないという思いはしております。

これは、部会長としてではなく、個人の意見として受けとめていただければと思います。

すみません、長々とお話をしましたが、奥委員、よろしければどうぞ。

○奥委員 すみません。過去2回出席できませんでしたので、もう確認済みのことかもしれませんが、きょう準備していただいている資料の1-1-6の第4段落目で、「図8-6-4と、及び資料編p.201参照」というのが、これに追加されているところについてです。

このp.201には何が書いてあるのでしょうか。きょうの資料にはそれが付いていませんの

で、そこを教えてくださいと思います。

○事業者 これは、全体として、「評価書にこういう形で書きたいと思います」という資料になっています。

今回の修正も含めて、今まで修正したところ全部がグレー塗りになっていて、今回の修正部分については、このようにアンダーラインで書いているという資料だということです。

この資料編 p. 201 ということに関しては、前回以前の資料ですので、今回の資料には載せていなかったということですが、この 201 ページというのは、この資料になります。

1 回目か 2 回目の審議会で、緑化計画図を既に評価書案には出しているのですが、「どこが中高木の部分でどこが屋上緑化の部分か分からないじゃないか」というような御指摘を踏まえた上での、この回答ということで、この 201 ページの資料を用意させていただきました。それは、前回の審議会のところで示させていただきました。

○奥委員 分かりました。

加えて、改めて確認なのですが、先ほど来、横田委員からも御要望がありました、現況の樹木の種類とか状態を表した図と、伐採、存置、移植の計画図と重ね合わせたものというのが、この部会において確認できる資料として出していただけるという御回答でしたか。

○事業者 はい、そうですが、どの部分が伐採かとか、どの部分が活力度いくつでという図に関しては、このような形で出ております。

これは、A、B、C、D の活力度の調査結果と、あと、茶色の線が、計画のラインですが、重ね合わせた図になってございます。これは、前回と前々回の審議会でも出しております。

さらに、伐採についても、前々回の資料から出させていただいております。このような形で、どの部分が伐採なのか、移植なのかとか、計画の建物がどの位置に来るのか。

ちなみに、隣の別事業にはなりますが、絵画館前の開発の情報を入手いたしましたので、そちらについても表示させていただきました。

図示のほうはできておりますが、それ以外の、一本一本の高さとか幅とかいろいろ情報がありますので、それについてはさらに加えて掲示させていただきたいと思います。

○奥委員 分かりました。そこが明確だったかどうか分かりませんでしたので、そうであれば、そのようにお願いしたいと思います。

あと、これは、余計なことではありますが、スポンサーの方だけではなくて、事業者の方の顔もしっかり見えて、適宜、質問にお答えいただいて、やり取りができるという状況になったことは、こういう状況が望ましいと思いますので、お答えいただきましてどうもあり

がとうございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、皆様方から御意見はございますでしょうか。

特には御発言はないでしょうか。

特にはないようですが、横田委員に少し確認をさせていただきます。

先ほど、いくつか質問をされた中で、「もう少し情報の提示をしていただきたい」というようなお話がございましたが、その件はどのように扱えばというか。評価書のほうで反映させていただくということによろしいでしょうか。

○横田委員 評価書案における評価の妥当性を示すための予測の情報として必要な、元の調査データだというふうに考えております。

ですので、今回の資料からは、そういった予測ができないと考えておりまして、その妥当性を判断できていません。

例えばですが、どれが高木なのかもこの図から分からないですし、その高木がどういう樹種かも分かりません。樹種が何で、どういった高木が伐採されるのかという情報が分からないです。

実際に現地に行きますと、それぞれそういった高木は、その地区周辺の景観を形づくっている樹木でありますし、生態系にとっても非常に大きな存在になっている樹木かと思います。

ただ、高木の保全という考え方一つとっても、どれが高木で、どの高木が残るのか、どういう種類の高木が残るのかということが判断できない。これから伐採されるのかということが判断できないわけです。

想像できるかというのと、それができないので、そこは客観性が足りない部分じゃないかと思っております。

ですので、少なくとも樹高何m以上の、例えば、15m以上の高木で、どういった樹種の高木がどういうところに分布していて、それが、伐採なのか保存なのか移植なのかということが判断できないと、例えば、高木による景観の変化の予測も、妥当性がつきませんし、高木に飛来するような鳥に対する影響というものも分からないということです。

ですので、現在の予測の情報として、判断材料がないと考えております。

○齋藤部会長 例えば、事業者の方は、横田委員から今御指摘があったような内容について、少なくともデータをお持ちなのではないかというふうに思われていて、そこから、今のような予測評価につながるような情報の提示ができるのではないかというふうな御提案かと思う

のですが、事業者の方はその件についてはどのようにお考えでしょうか。

○事業者 はい。三井不動産です。まさに、本日、5 回目の審議ということで、何度もお時間を頂戴しておりましてありがとうございます。

我々は、これまで、要請をいただきました資料につきましては、その都度御提示をさせていただいてございます。

今回も、ある資料という形になりますので、基本的にはお話をすることができると思っていますので、そのお出しの仕方という部分だけ、まさに、御相談をさせていただければと思っています。

○齋藤部会長 部会長としてというか、アセスに携わっている者としては、要するに、「情報はうちにあるが、要請に応じて、必要であれば出しますよ」ということが、アセスを非常に知っている事業者が環境影響評価をするということにおいて、そのデータを使われてしっかりと予測評価をされていないのかと思われます。予測評価をしているのであれば、そのデータはそもそも開示されるものなのではないかというような感じもしています。

邪推をして大変恐縮なのですが、先ほど申し上げたとおり、本来、この場というのは、事業者の方の環境への配慮ということをアピールしていく場ですので、私がこういう発言をするのは、非常に不見識、よろしくない態度だと僕自身は思っているのですが、御回答を聞くと、いろいろな懸念が出てきてしまうのですが、その懸念を払拭するようなコメントを三井不動産の方からいただければと思います。

○事業者 はい。三井不動産でございます。御指摘、御意見ありがとうございます。

事業者といたしまして、まさに、積極的に開示するという部分について、至らなかったという点については申し訳ございません。

横田委員、また、齋藤部会長から今いただきました、毎木調査というところにつきまして、開示をさせていただきますので、そちらの内容を見て御検討をいただきたいと思いますっております。

○齋藤部会長 分かりました。

要するに、そういうものを使われていろいろ評価をされているはずだと思うので、そのための資料をお持ちだとしたら、全部開示して、御説明いただくということなのだと思うので、それをお願いしたいと思います。

そうじゃないと、この場は、先ほど、5 回目という話でしたが、本来ならば総括審議をして、次の機会に答申という話のはずなのです。そういうつもりでいるのですが、お持ちの情

報がどこまで、何があるのかということがよく分からないというか、小出しに出されていると、こちらのほうも予測評価が適切になされているのか、どの情報を使って、どこまで判断されているのか。

それが、「当初の評価書案に出ている情報だけから判断したのではないのだな」ということになる、我々の評価の仕方も、当然変わっていくわけです。どういうデータに基づいてやっているのかということがはっきりすれば、もうちょっと、このデータの価値というか、予測評価の確からしさということを担保できる。

しかし、その情報がなかなか出てこなくて、こちらが言うに出てくるということになると、「何回やっても終わらないんじゃないか」という懸念があるので、本来ならばこのまま総括審議に行きたいのですが、私の気持ちの中では非常に困っているというか、どうしようかと。このまま総括審議に行っているのかどうかということが、非常に悩み始めてしまったような状況にあります。

私の混乱した頭をそのまま吐露するのも、大変恐縮な話なのですが、ちょっと御相談なのですが、都庁の事務局にお尋ねしたいのですが、今までの話を聞いていますと、真摯には対応されていて、必要に応じてデータを出していただいて、評価を加えていただいてということをやっているのはいますが、横田委員からも今お話があったように、もうちょっと議論が必要ではないかという意見も出ているのですが、そういうこともあり得るという理解でよろしいでしょうか。

個人的にやり取りをされていて、もう少しディスカッションが必要なのではないかという感覚を持ったのですが、御回答はちょっと難しいと思います。

○山内アセスメント担当課長 事務局の中でもちょっと整理していますので、すみません、もう少しお時間をいただければと思います。

○齋藤部会長 分かりました。

そうすると、基本的に、答申案で示していただくという案が普通であろうと思いますし、そういうやり方で行くのが通常だろうと、僕自身は思っているのですが、やり取りの中で、横田委員からは、「環境影響評価という意味では、情報を出していただいて、しっかりと議論したほうがいいのか」という御提案が出ています。

私自身も、実は先ほど来のイチョウの話も含めて、その方法論というか、評価書に書いていただくということはよいことなのかと思うのですが、それについて我々が意見をすることがもうなくなってしまうというような状況において、アセスメントの審議を終えていいのかど

うかということに関しては、私の中でもすごく悩ましいと感じています。

高橋委員から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 僕の専門外の議論ばかりだったのですが、その議論を聞いていてですが、最初に横田委員から、「今回出てきた資料でようやく議論の出発点になった」という御発言がありましたし、齋藤部会長が最後のほうにおっしゃった、「もう少し具体的な計画なり、客観的なデータを出してくれないと、議論ができない」というお話もありましたので、僕自身は、それが可能であれば、もう少し議論をしたいという気持ちであるということに賛成したいと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

山内課長、よろしくお願いいたします。

○山内アセスメント担当課長 はい。事務局でございます。

いろいろと検討する要素もございますので、今後の進め方につきましては、別途御相談をさせていただければと存じます。

○齋藤部会長 そうすると、本来はここで事業者とのお話としては終了するというものですので、それでは、概ね皆様の御意見は出尽くしたと思いますので、一旦議事を閉じさせていただいて、事業者との質疑という点については終了したいと思います。

事業者の皆様方に、私も、言葉と、失礼な部分が多々あったと思います。本来、事業者の方々にこのアセスを通じて、審議をして、よかったと思われるような審議会の運営をと考えていましたが、大変至らぬ点があったことをお詫び申し上げたいと思います。

今回も含めて、新しい資料、情報を提示していただいて、また評価をお聞きいただいて、そういった意味で真摯にお答えをいただいたこと、それから当初のアイデアというか、イチヨウの話とか、細かいところはありませんでしたが、全体のコンセプトとしては、将来に受け継ぐ空間を考えられた設計であろうと思いますので、それを評価されている方も非常に多くいらっしゃると思います。

その中で、環境への配慮というのも十分されようとしているということも、十分伝わってまいりましたので、何回も出ていただいて誠に恐縮でしたが、本日も真摯にお答えをいただきましたことを、心より感謝を申し上げたいと思います。

このあと、どのようなディスカッションになるか分かりませんが、「またお話を伺いたい」ということもあるかと思います。そうした場合には、大変恐縮ですが、またそういう機会をいただければと思っております。

大変長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。これにて、事業者との質疑を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事業者 ありがとうございました。

○齋藤部会長 御退室をお願いいたします。

<事業者退室>

○山内アセスメント担当課長 事業者は退室されました。

○齋藤部会長 ここからは、総括審議という形になるのですが、先ほど、「もう少し相談させていただきたい」ということについては、どのような対応をすればいいということでしょうか。

ここは一旦閉じていいということでしょうか。それとも、ここでいろいろ相談しながらというような形でしょうか。

私と横田委員が突っ走ったところがあって、私自身が今、最終的には突っ走って、高橋委員にサポートしていただいたというような状況かと思うのですが、ほかの委員の方で、今のやり取りを聞いていただいている、いかがでしょうか。

山内課長、お願いいたします。

○山内アセスメント担当課長 一つのやり方として御提案させていただきたいのですが、今日、予定どおり総括審議を行い、次の総会で答申として出していただき、環境影響評価書案を修正した上で、評価書を提出していただく。

そこで、事業者にできる限り情報を載せていただくわけですが、その後、「根系調査などは冬に行く」と言っていますし、評価書提出後の調査で、またいろいろと事業の内容というところも変わってくるかと思います。

そうしますと、アセスの手続の中で「変更届」の規定がございます。事業の内容等を変更した場合は、その変更届の提出ということが規定されておりまして、この変更の届出があった場合につきましては、こちらの審議会にも報告をさせていただき、また、審議の対象とすることもできるような手続になってございます。

そういった中で、今後、順次さらに詳細なところが出てくるころについては、そのような手続の中で、改めて審議いただくということもあるというふうに考えてございます。

そういった方向で進めていくということではいかがでしょうか。

○齋藤部会長 事務局から御提案をいただきました。ありがとうございます。

これからまた、事業を進めていかれる中で、計画の変更のときには、意見をすることがで

きますというようなお話かなというふうに思うのですが、そういったところで、アセスの議論がまたできますということなのだろうと思います。

当初の我々の考えとしては、評価書のところに関する担保ができない、質の担保ができないということが問題だというような話だったので、そこはまだちょっと気にはなっているところではあります。

柳会長から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。

○柳会長 先ほどの山内課長の提案で、ちょっと分からないことがあるのですが、今我々が求めようとしているところは、評価書案の補正なんですよ。

要は、評価書案レベルでの変更届であれば、それは理解できるのですが、評価書の補正という形での変更届ということでは、「変更届について議論ができる」といっても、評価書が既に出ているので、十分な審議がなかなかできないのかなという気もしています。

ですから、変更届が次に出てくるというあとに評価書が出るということであれば、こちらで評価書案の審議という形で、変更届を十分議論することは可能なんじゃないかと思ったのですが、その点、どうなっているのかなというところを、山内課長に確認させていただければと思います。

○山内アセスメント担当課長 今の御質問の点ですが、「変更の届出があった対象事業について、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聞いた上で、当該事業者に対し、既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるものとする。」という規定もございます。

ですので、必要があれば、評価書の一部を変更するということもできるかと思います。

○柳会長 そうしますと、答申案でそのように書くということは可能なのでしょうか。

○山内アセスメント担当課長 今後そういった手続をとることを想定しているというか、そういう中でしっかりとやっていただきたいというようなことを、答申の中に入れていくということでしょうか。

○柳会長 はい。きょうの横田委員の質問の中核にあるのは、評価書案として審議ができない。それだけのデータがちゃんと整っていないのではないかということが、指摘の核心だと思います。

そうだとすれば、評価書案の補正をしてもらうために、「変更届です」ということを答申案に書くこと以外に、なかなか事業者からデータを開示してもらうことが、開示したデータについてこちらで審議するということが行われない可能性もあるかなと、ちょっと思いましたの

で、答申案の中にその項目を入れて、答申案を出すということであれば、本日、総括審議をこれから行うことも可能なのかなと思っております。

○山内アセスメント担当課長 ありがとうございます。

先ほど御説明したことにつきましては、条例上の規定でございますので、答申に書かなければそういうことができないというわけではございませんが、そういった方向性を明確にするということで、審議会の委員の皆様の御意見として、それを明確にしておきたいということであれば、答申に書くというところもあり得るのかなと思います。

○齋藤部会長 横田委員、よろしくお願いいたします。

○横田委員 私が懸念しているのは、答申が適切かということなのです。答申案に盛り込んだ内容が、現段階の情報の収集可能性を鑑みて、適切な内容を答申案に盛り込んでいるかということ、大変懸念して指摘をさせていただいておりました。

ですので、現状の情報で出す答申案に対する私の意見と、現在まだ得られていない情報を得て出せるものとは、変わってくるという前提でよろしければということになるかと思えます。

現在の判断で出さなければいけない理由がありましたら、それを教えていただければと思います。

○山内アセスメント担当課長 先に事務局からお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

今どの程度のデータを事業者が持っているのか、はっきりしない部分もございましたが、今後の調査によりまして、より明確にしていくということもございます。それをずっと待っているということも、時間がかかる場所もございますので、今このタイミングで、一度事業者に対して言うべきところは整理して、求めていくというところは、一つあるかと思えます。

もう一つといたしましては、これは行政上のことでございますが、「標準処理期間」というものを設定させていただいておりまして、事業者が見解書を出してから、知事が意見書を出すまでの期間としましては、70 日間という定めをしております、この期間からいけば、6月上旬というところが、その期間になるというところがございます。

○齋藤部会長 横田委員、今の回答でよろしいでしょうか。

では、水本委員の手が挙がっていますので、お願いいたします。

○水本委員 先ほどの最後のところで、事業者さん側としては、「データ自体は持っている」

というようなお話をされていたかと思うのですが、スケジュールに即して進めたいということもあろうかと思いますが、そうであれば、今あるデータを出していただくということは、なかなか厳しいということなのでしょうか。

データがないと、こういうのは難しいと思うのですが、あるデータを開示するということは可能ではないかと感じるのですが、横田委員の「専門的な見地から、足りていないデータを出してください」と言われたことに対しては、「データは取ってあります」という答えは、きょう明確に得られています。

ですので、それをまとめるということは、それが必要かと思いますが、取っていないデータを出してもらうのと、取ってあるデータを開示するということでは、違う行為ですので、「できるか、できないか」ということを伺うということとはできないのでしょうか。

○齋藤部会長 事務局、いかがでしょうか。

○山内アセスメント担当課長 そうですね。「今既にデータを持っている」という事業者の回答でしたので、その点については早急に事業者から御提出いただいて、また別の場を設けるということでもなくとも、総会の前に、横田委員始め部会長等にも、その内容を御確認いただいて、その上で、例えば、本日、総括審議を行ったとして、その内容に修正すべき点があれば、その修正案を横田委員あるいは部会長と御相談させていただいた上で、総会に最終的な文言として上げていくというような手法も、とり得るかと思いますが、いかがでしょうか。

○水本委員 その場合、「今あるデータが欲しい」というのが、正直なところだと思うのですが、もう一つは、データ自体が余りよろしくなかった場合もあって、そうなるということも多少考えられますので、もしそのデータが何とも言えないようなものが出てきた場合には、ということも想定した上ですが、できるのであればデータをいただきたいなと思っております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

横田委員から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。

○横田委員 「毎木調査のデータというのはある」というふうに、私は容易に想像できているようなデータですし、それをもって事業者さんは、環境配慮に関して質をきちんと担保するという役割は、我々はあると考えています。

まさに、今持っている情報で、活かしていない部分を活かして、事業の価値を今の段階で高めるということが、この地の環境アセスに対する疑念であるとか、現在取り入れたこと、とらなかったことに対しての疑義を減らすことにつながるのではないかと考えています。

私が「判断できないと思います」と言っている目的には、事業者さんが事業をよくするための措置を、きちんと私自身が説明したいのですが、きちんと説明できないので、そういった環境保全措置の妥当性を私もきちんと判断できて、今のあるべき措置として妥当であるということを、審議会においてもきちんとお認めいただけるように出していきたいという主旨です。

○齋藤部会長　ありがとうございました。

それぞれのお考え方がるので、まとめていくのはなかなか難しいなと思うのですが、アセスの図書というか、案の段階でもう少ししっかりとした議論がなされて、評価書にどのようなことがうたわれるのかということの中身について、もう少ししっかりと担保したいという思いがあるというようにところかなと思います。

今日の話を聞いていて、その部分が極めて足りないんじゃないかという感じでした。

これまでは、何となく、「そういう方針で」ということで、オーケーかなと思われるところもあったのですが、今回は特に、公共性の非常に高いところに手をつけるということですので、環境影響評価書の中身に我々が「オーケーである」ということをしっかり出さないと、よろしくないのかなというふうに思う中で、この「情報が少し足りないんじゃないか」というような疑念が出ているということで、「このまま進めてもいいのか」ということで、躊躇するところがあるのが実際でございます。

都の方を議論に巻き込むのは大変申し訳なかったかなと思いつつも、結局、イチョウを守り、可能な限りの神宮外苑の森が守られるのだということを、このアセスの図書の中で本当に担保され得るのかというところが、現段階では極めて不透明だと思っています。

「答申書にこういうことを書いてください」と言うことは、可能であろうと思うのですが、そのこと自体を我々が評価するチャンスがないということは、環境影響評価自身として、極めて足りない部分ではないかという感じがいたします。

特に、公共性の高いものですので、環境影響評価が環境への影響を低減できるということ担保できるような評価を、しっかりやっていただいて、それに対して、本来であればゴーサインを出したいというような思いではあります。

一方で、そういう疑念の話があり、いろいろな形で意見を述べるチャンスがあるということではあると思うのですが、私の中で、非常に迷いがあるという状態かなと思います。

都の方に今伺いましたが、先ほど、高橋委員が少しお話しいただきましたが、何か感じられるようなことがございますでしょうか。

この流れから、総括審議に行くというのが妥当な感じがしないでもないのですが、私の中でまだ、非常に個人的な思いで誠に恐縮ですが、そんな思いがしています。

水本委員から手が挙がっています。よろしくお願いいたします。

○水本委員 私も、「どうだろうか」と思いますのが、横田委員からの御指摘に対して、データを持っていないのに「出せ」と言っているのではなくて、「持っているものをお願いしたい」ということで、それがまだ出そろっていない段階であるということ、「評価不能」というか、評価できるものを出していただいて、それを評価するという場であるのに対して、ちょっと厳しいなというのが、大きな問題点かなと思います。

あと2点、実は、ちょっと気になることがございました。

1つは、都民との交流の場ということについてです。

もちろん、今まで、プロセスの中では何度も設けるタイミングがあって、やってきたと思うのですが、最近は動画がかなり公開されていたりとか、市民側からいろいろなものが上がってきていることに対しては、その規模と速度に対してはなかなかうまく対応できていないのかなというところがありますので、もう一度、市民、都民と向き合っていただくようなところは、ものすごく欲しいなというふうに思いました。

それに対しては、ちょっとおそれもあると思うのですが、私は、向き合ってしまったほうが、マイナス面ばかりではなく、逆に、齋藤部会長がおっしゃっていたとおり、コンセプトとして決して悪いものでもない部分もたくさん持っていると思うので、開示するべきは開示して、御理解をいただくという機会を、きちんと持つべきではないかと思っております。

もう1つ気になったのは、これもちょっとしょうがないかなとは思いますが、樹木に対して、命と向き合っているという感がないので、そこがすごくいろいろな市民とのギャップというか、大規模事業ですので、大変ご苦勞をなさりながら、ここまでまとめてこられたものという思いがすごく強いとは思いますが、命とか思いとかいうところが大事なチャンネルとされているので、都民、市民と向き合う場を設けることで、何かうまく解消されないかなということがあります。

その前提としては、データが出そろって、こちらも安心して、「向き合うことが設定できるよ」というところまで持っていきたいというように、ちょっと感じています。

今のままだと、市民と事業者さんが対峙してしまっただけで、本来は、あそこの場所をもっとよくするという意味での場だと思いますので、というところです。

○齋藤部会長 貴重な御意見をありがとうございました。いろいろな可能性があると思いま

す。

ほかに何かあれば、御意見を伺いたいと思いますが、堤委員から手が挙がりました。お願いいたします。

○堤委員 温室効果ガスを担当しているのですが、その担当者としては、温室効果ガス削減については、この評価書案の中では、「これからの技術向上も見込んで、その都度、ベストな設備を使うことで、温室効果ガスの削減に取り組みます」というようなお答えをいただいているのですが、一方で、そういう設備機器のほかに、都市の樹木とか、緑をきちんと保全するというようなところも、都市全体の環境であるとか、温室効果ガスの削減にとってもとても大切なことではないかと感じています。

この東京のシンボリックなところで、これだけの大規模な事業で、都民の注目度も高いというような事業になりますので、自然環境保護とか、環境影響評価について、慎重に議論していく必要があると、温室効果ガス担当としても感じています。

先ほどの議論にありましたように、スケジュール的なところもあると思うのですが、データの有無によって、もしそのアセスの質が変わるとか、答申内容が変わるといったようなことがあるのであれば、それはある意味、スケジュールよりも優先されるのが本来のアセスの目的ではないかと思しますので、もう少し慎重に、延長してでも議論していくことがいいのではないかと感じています。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

森川委員はいかがでしょう。

○森川委員 私の担当は大気汚染ということですが、この事業の中で一番肝になっている大事な部分の、生態系、樹木の部分で、専門である横田委員の納得が行くお答えがいただけないのであれば、総括審議に持っていくのは早いというか、このまま消化不良のまま、そういう状態になってしまってもよろしいのかどうか。

堤委員が先ほど言われたように、スケジュールよりも本質的なところをきちんとやっていけたらと思っています。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方と思いますが、山内課長から手が挙がっていますので。

当初と違うような流れになって、大変恐縮ですが。

○山内アセスメント担当課長 事務局でございます。

委員の方々、御意見をありがとうございます。

本日の部会につきましては、かなりお時間も経過しているところもございますので、一度終了させていただいて、また次の進め方については、部会長とも相談させていただいて、皆様にまた御連絡させていただくようにしてはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○齋藤部会長

事務局から今、少し話がございましたので、もう時間がたっているということで、議論としては一旦閉じさせていただいて、その対応については、事務局、会長、私、それから、専門の横田委員と御相談させていただいて、御一任をいただくような形でお願いできればというふうに思いますが、皆さん、何か御意見があれば、今承っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ、そういった方向で少し検討させていただきたいと思います。

大変恐縮ですが、当初の総括審議に今からということは、大変困難ですので、この神宮外苑の議論については、この状態で閉じさせていただきたいと思います。

委員の皆様方、ありがとうございました。

それから、傍聴の皆様方、第一部会としてはこれで終了させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○山内アセスメント担当課長 事務局としては、そちらで結構でございます。

○齋藤部会長 分かりました。

大変恐縮ですが、一旦議論を閉じさせていただきたいと思います。

それでは、これにて第一部会は終了したいと考えております。

それでは、傍聴人の方は退室をお願いしたいと思います。

(傍聴人退室)

(午後 6 時 37 分閉会)